

記入例

おもて面

世帯主（申請者）の方が記入してください。代理人が記入する場合は裏面も記入してください

確認時の日付をご記入ください
 世帯主の氏名をご記入ください
 （代理人の場合でも世帯主をご記入ください）
 日中に連絡が取れる電話番号
 をご記入ください

確認日 令和 6 年 7 月 1 日
 世帯主氏名 長与 太郎
 日中の連絡先電話番号 095 - 883 - 1111

注）代理人が確認し記入する場合は、裏面の「代理人が確認・受給する場合」の欄にも記入してください。

対象外となる場合（世帯全員が住民税均等割課税者の扶養である、未申告の所得がある、令和5年度に受給済みなど）や、受給しない場合のみ、こちらに、日付と世帯主氏名を記入してください

私の世帯は給付金を受給しません。 令和 6 年 7 月 1 日 世帯主氏名 長与 太郎

裏面も必ずご確認ください

うら面

■ 表面に印字された口座とは異なる口座へ
 下記に必要事項を記入し、通帳等及び本人
 （長期間入出金のない口座を記入しないでく

- ・表面に印字されている口座へ振込んで良い場合は、記入する必要はありません
- ・表面に印字された口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、口座欄が空欄の場合は、下記例により必要事項を記入してください
- ・記入する場合は、必ず、口座の確認書類と本人確認書類を貼付または同封してください

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信用組合	本 支店 本・支所 出張所	普通	1 2 3 4 5 6	ナガヨ タロウ

ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、お問い合わせください。

■代理人が確認・受給する場合

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()
	上記の者を代理人と認め、本給付金にかかる次の事項を委任します。			申請者 (世帯主) 氏名 (印)
<input checked="" type="checkbox"/> 確認・請求 <input type="checkbox"/> 受給 法定代理の場合は、委任事項の選択は不要です。				

委任する項目に「✓」を入れてください

- ・代理人へ委任する場合は、必ず、世帯主の方が署名又は記名押印してください
- ・代理人へ委任する場合は、必ず、代理人確認書類を貼付または同封してください

新たな非課税世帯に対する給付金確認書の送付について

本通知は、令和6年6月3日付けで長与町に住民票があり、世帯全員が住民税所得割非課税（住民税非課税若しくは住民税均等割のみ課税）で令和5年度中に住民税所得割非課税世帯等に対する類似する給付金を受けていない世帯に対して通知しています。

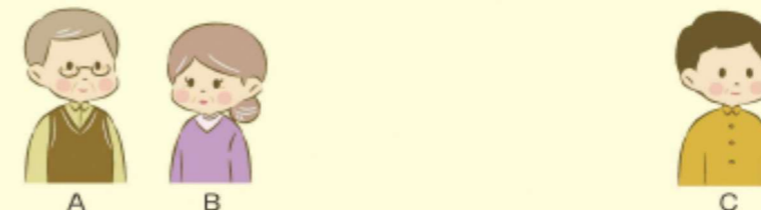
世帯全員が住民税均等割課税者から扶養されている場合や、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告の方がいる場合は対象外となりますのでご注意ください。

給付金を受給する場合は必要事項を記載し、本人確認書類の写し、通帳等の写し、代理人が確認・受給する場合は代理人確認書類を添付して、確認書に記載の期日までにご返送ください。

(確認書の記入例につきましては、裏面をご確認ください。)

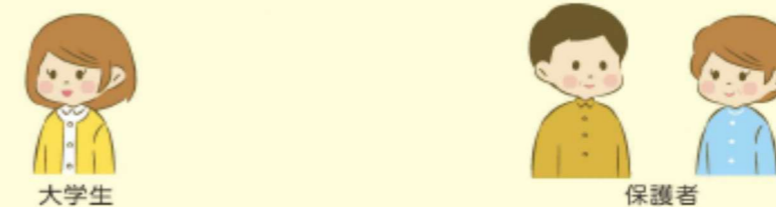
※2 扶養されている場合の例

【例】 高齢者夫婦A、Bの世帯(A、Bともに住民税非課税もしくは均等割のみ課税)世帯が異なる親族Cに扶養されている場合



	ABともにCに扶養されている	AのみCに扶養されている	ABともに誰にも扶養されていない
親族Cが住民税均等割課税	対象外	対象	対象
親族Cが住民税均等割非課税	対象	対象	対象

【例】 一人暮らしの大学生。住所が異なる保護者の扶養(税法上)を受けている場合



	大学生が住民税所得割課税	大学生が住民税非課税もしくは均等割のみ課税
保護者が住民税均等割課税	対象外	対象外
保護者が住民税均等割非課税	対象外	対象

問い合わせ：長与町役場給付金担当
 電話：095-801-5771（直通）095-883-1111（代表）
 受付時間：9時～17時（土日祝除く）

電子申請による申請について

本給付金はマイナンバーカードを用いて電子申請を行うことが可能です。
以下の二次元コードを読み取るか、URLにアクセスして申請を行うことができます。

電子申請を行う場合は、こちらの二次元コードを読み取るか、
URL にアクセスしてください。

二次元コード：【新たな住民税所得割非課税世帯への給付金申請ページ】



URL:

<https://www.benefits.go.jp/application/top?businessManageNumber=423076000000002>

ご注意

電子申請にはマイナポータル推奨環境のスマートフォン、申請者本人のマイナンバーカードが必要になります。事前にマイナポータルアプリのインストールをお願いします(以下の二次元コードを読み取るか、URLにアクセスするとインストールできます)。

また、公金受取口座の登録(マイナンバーカードと口座の紐づけ)が必要になります。

登録がお済みでない方は、以下の二次元コードを読み取るか、URLにアクセスして事前登録を行ってください。

※公金受取口座の登録(マイナンバーカードと口座の紐づけ)を希望されない場合は電子申請を行うことができないため、確認書(郵送)による申請をお願いします。

【マイナポータルアプリのインストール】

二次元コード



URL: <https://services.digital.go.jp/mynaportal-app/>

【公金受取口座情報の登録】

二次元コード



URL: https://myna.go.jp/html/account_information.html

電子申請の流れ

電子申請を行うにあたってマイナポータルアプリのインストール、公金受取口座の登録が必要になります。左の【新たな住民税所得割非課税世帯への給付金申請ページ】の二次元コード又は、URLより申請できます。

※詳細はページ下部の【電子申請(給付支援サービスマニュアル)】をご確認ください。

1

給付制度についての確認・申請開始

支援制度、給付対象者などの説明を確認した上で、申請を開始します。

2

申請者情報を取得するためのマイナンバーカード情報の読取①

マイナンバーカードの券面事項入力補助用のパスワードを入力します。
スマートフォン背面上部をマイナンバーカードとあわせて、マイナンバーカードの
情報を読み取ります。

3

申請者情報の確認

表示された申請者情報に誤りがないかを確認します。

4

本人確認のためのマイナンバーカード情報の読取②

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワードを入力します。
スマートフォン背面上部をマイナンバーカードとあわせて、本人確認を行います。

5

電話番号の入力

電話番号を入力します。

6

申請内容の確認、完了

申請内容を確認します。申請ボタンを押下すると申請完了です。

※受取口座情報が表示されない場合は、公金受取口座の登録(マイナンバーカードと口座の紐づけ)が未済です。公金受取口座の登録(マイナンバーカードと口座の紐づけ)を行ったうえで、再度①から申請をしてください。

【電子申請(給付支援)サービスマニュアル】

給付支援サービスを利用した申請方法は、こちらの二次元コードを読み取るか、URL にアクセスしてご確認ください。

二次元コード



URL: <https://services.digital.go.jp/benefits/individual-guide/>